

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 <省略> 2から4まで <省略> 5 前項第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、 <u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</u>	(受給資格者) 第2条 <省略> 2から4まで <省略> 5 前項第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。